

# ○浜松市応急危険度判定士行動基準

## 第1 目的

この基準は、浜松市域に大規模な地震災害が発生した場合、建築物の危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士の行動基準を定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に行い、余震による二次災害を防止し、市民の安全確保を目的とする。

## 第2 用語

この基準の用語について次のとおり省略し表記する。

- ・被災建築物の応急危険度判定・・・・・・・・・・建物判定
- ・被災建築物応急危険度判定実施本部・・・・・・・・実施本部
- ・被災建築物応急危険度判定士・・・・・・・・・・建物判定士
- ・浜松市内在住の静岡県登録建物判定士・・・・・・・・地元判定士
- ・浜松市外からの派遣される建物判定士・・・・・・・・応援判定士

## 第3 判定業務の心得

- 1 建物判定士は、この判定業務が建築士の社会的責務であることを自覚し、浜松市が定めた基準を遵守して、迅速かつ誠実に被災建築物の応急危険度判定を行う。
- 2 判定活動実施にあたっては、津波、火災等の発生情報に注意を払い、建物判定士自身の安全確保を最優先する。

## 第4 建物判定士の行動概略

- 1 被災建築物の判定は、全ての判定士を協力要請の対象とする。
  - (1) 行動の開始は、浜松市の判定実施宣言があった後とする。（第5参照）
  - (2) 参集場所は第6の判定拠点とし、判定拠点の担当職員から指示される街区内の被災建築物について判定を実施する。
- 2 判定結果の報告  
建築物の判定活動に参加した判定士は、判定拠点の担当職員から指示された街区の判定活動を終えた後に判定拠点に帰還し、判定結果を所定の様式にまとめて実施本部に報告する。

## 第5 建物判定士の参集行動基準

### 1 地元判定士の参集行動基準

浜松市の建物判定実施宣言を覚知した地元判定士は、浜松市又は所属団体からの参集要請の有無に関わらず、次の参集行動を行う。

- (1) 家族、勤務先等の状況、自己の健康状態を勘案し判定活動への参加可否を決定。
  - (2) 報道等により参集日時、判定従事期間、判定拠点への移動方法等を確認。
    - ・原則として、午前8時から日没の4時間前までに最寄りの判定拠点に参集となる。
    - ・団体を編成する地元判定士は、判定拠点の混雑を避けるため、団体毎に参集時刻と場所を設定し、代表者のみを判定拠点に参集させることができる。
- ※ 地元判定士は、判定拠点及び判定担当街区に確実に到達できる移動手段（自転車又はオートバイ等が望ましい）を選択する。
- ※ 地元判定士は、参集前後に家族及び勤務先等に行動予定、緊急連絡先を伝達する。

### 2 応援判定士の参集行動基準

支援都道府県及び支援市区町村からの応援判定士は次の参集行動を行う。

- (1) 応援判定士又は応援判定士団の代表者は、浜松市が指定する判定拠点に、原則として午前8時から日没4時間前までに参集する。
- (2) 応援判定士は判定拠点での受付開始前に、応援判定士団の代表者に自己の健康状態を含め必要な事項の申告を行う。

## 第6 判定拠点と集合場所

### 1 拠点開設予定地

- (1) 中判定拠点（クリエート浜松）、北判定拠点（引佐協働センター）、浜北判定拠点（浜北文化センター）の3箇所へ開設を予定する。但し、判定拠点は被災状況等により変更することがある。
- (2) 3箇所の判定拠点の判定区域は以下のとおり
  - ・中判定拠点：東名高速以南の区域
  - ・北判定拠点：東名高速と第2東名の間で、国道257号線より西側の区域
  - ・浜北判定拠点：上記以外の区域
- (3) 判定拠点における建物判定士への指示等は以下のとおり。
  - ① 建物判定士の受付 ② 建物判定士の班編成
  - ③ 調査作業の注意事項説明 ④ 判定実施街区の指示
  - ⑤ 判定用資機材の貸与 ⑥ 判定結果の集約作業指示

## 2 集合場所

- (1) 判定拠点の混雑を避けるため、別途に集合場所が設けられることがある。
- (2) 集合場所は判定拠点周辺の公共施設への設置を予定する。
- (3) 団体で判定活動に参加する判定士はこの集合場所に参集し、判定拠点には団体の代表者数名が受付等に出向く。

## 第7 判定士の編成

### 1 判定拠点で受付を終えた建物判定士は以下の組織に編成される。

#### (1) チーム

調査及び判定を実施する最小単位で、判定士2名で構成される。

#### (2) 班

原則として10のチーム(判定士20名)により構成され、判定拠点の担当職員から任命された班長が統括する。

### 2 班内のチーム編成は原則として判定拠点の担当職員が行う。但し、班員の経歴等に詳しい者が班内にいるときは、編成作業を班長等に委ねることがある。

### 3 次の場合、一団の判定士グループに他の判定士を加え混成班とすることがある。

- (1) 応援判定士グループに、被災地の地理に詳しい地元判定士が必要な場合
- (2) 1班の人数が20人に満たない場合

## 第8 判定資機材等

判定資機材は本マニュアル末尾一覧表のとおり、判定拠点で準備するものと、建物判定士が持参するものに類別され、建物判定士持参の不足分は判定拠点から貸与される。

## 第9 応急危険度判定の実施

### 1 受付を終えた建物判定士の内、班長は判定拠点の担当職員から次の説明を受ける。

- ① 担当街区 ② 判定実施方法
- ③ 判定実施留保区域情報 ④ 被災地までの移動手段及び道路状況
- ⑤ 被災地情報(危険区域等) ⑥ 気象状況(気温、風速、降雨等)
- ⑦ 余震情報(震度、頻度、区域等) ⑧ 出発時間及び判定拠点への帰還時刻
- ⑨ 現地における参集時間と参集場所 ⑩ 判定拠点への連絡方法
- ⑪ その他

- 2 班長は判定拠点の担当職員の指示内容を班員に伝え、受け取った判定資機材を配布し、指定された交通手段により判定街区への移動を開始する。
- 3 班長は調査着手前に現地での判定終了時間、集合場所等を決定し班員に周知する。
- 4 調査中の判定拠点あての連絡等は、必ず班長又は副班長を経由して行う。
- 5 調査を行う際は応急危険度判定士登録証を必ず携行し、腕章等を身に付けて建物判定士の識別が出来るようにする。
- 6 調査判定作業は原則として2人1組で行う。
- 7 調査作業中及び移動中は危険箇所等に常時注意を払い、無理な活動は行わない。
- 8 外観調査を基本調査方法として指定された場合でも、建物所有者の了解を得られた場合は、安全性を確認したうえで必要に応じ「立入り調査」を実施する。
- 9 緊急事態（余震などによる負傷等）の発生や判定時の疑問等には、班長等を経由し判定拠点の担当職員に指示を求める。
- 10 倒壊により主要な道路を閉塞する恐れがある等の特に注意が必要な建物を発見した場合は、班長等を経由し速やかに判定拠点又は実施本部に連絡する。
- 11 判定作業は迅速かつ的確に行い、移動中も含め建物判定士としての責任と被災地住民からの期待を認識し、誠意を持って行動する。
- 12 調査後の建物所有者等からの問い合わせに対応するため、判定調査票に判定結果の判断理由及び対処方法等を記載し、判定ステッカーにも概略を記載する。
- 13 調査判定作業の終了後は判定拠点に戻り、判定結果を班長に報告し、同時に自己及び班構成員の健康状態を確認する。
- 14 班長は班員から判定結果等の報告を受けて判定結果の集計を行い、担当職員に集計結果の報告を行う。
- 15 翌日以降も継続して判定活動に参加できる建物判定士は、翌日の判定活動について担当職員の指示を受ける。

## 第10 判定結果の表示

- 1 判定士は各建物の判定終了後、一棟ごとに調査済(緑)、要注意(黄)、危険(赤)のいずれかの判定ステッカーを、居住者、利用者及び通行人が識別できる場所に貼付する。
- 2 判定ステッカーには、判定結果の判断理由及び対処方法等について判定調査票のコメント欄と同じ内容を記載する。

## 【記載文例】

- ・基礎に大亀裂、被害拡大のおそれあり。避難所への移動を。
- ・建物の傾斜大、被害拡大のおそれあり。避難所への移動を。
- ・隣家の倒壊で被害が及ぶ可能性がある。一時、避難所へ。
- ・屋根瓦が落ちそうで危険だが、修理すれば安全。
- ・柱の一部が腐っており、被害拡大のおそれあり、応急修理が必要
- ・ブロック塀が傾いている。至急撤去されたい。
- ・建物の損傷は軽微だが、電柱倒壊による被害が懸念される。一時、避難所へ。

### 第11 住民対応及びマスコミ対応

- 1 建物判定士は住民の判定に対する理解を得るために、担当職員から支給されたパンフレットを持参し、現場に貼付または関係者への配布等を行う。
- 2 所有者又は居住者等が在宅の場合は判定結果を直接通知し、判定結果に関する質問等があった場合には適切に回答する。
- 3 建物判定士は建物判定以外の業務を行う責務はないが、現地で判定以外の業務を求められた場合、依頼内容の緊急性や重要性を考慮し、区役所や自警団等に応援を求める。
- 4 実施本部が計画した判定地区以外の建物や、対象外の用途・構造の建築物の判定を依頼された場合は丁重に断り、実施本部への問い合わせをお願いする。
- 5 判定に際して、所有者（又は居住者等）の理解を得られなかった場合、判定ステッカーを貼らずに、調査表にその旨の記録を残す。（ステッカーを剥がされた場合も同様）

## 【質疑応答の例】

Q. 「何をしているのか。権限はあるのか？」

A. （応急危険度判定士登録証を提示し、判定に係わるパンフレットを渡しながら）私達は浜松市の要請により、被災した建物に引き続き居住できるかどうか、また余震による二次災害の防止のため、建物の安全性(危険性)を判定しているところです。

Q. 「言うことを聞かなければならないのか。強制力はあるのか？」

A. これらは技術的見地からの勧告としての表示ですので強制力はありませんが、住民のみなさんの安全確保が目的ですので、ご理解とご協力をお願いします。

Q. (緑の表示)「この建物は安全か。これからどうすれば良いか？」

A. 建物被害は軽微であり使用可能とされます。今後とも注意して使用してください。また、部分的に損傷しているところは早めに応急修理してください。

Q. (黄の表示)「要注意とはどういう意味か。私はどうすればよいか？」

A. (技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し) 建物に立ち入る場合には、ステッカーの注記欄に書いてある内容にしたがって、十分注意して使用してください。(特に就寝に使えない場合は、必ずその旨を強調する。)

Q. (赤の表示)「危険とはどういう意味か。私はどうすればよいか？」

A. 建物は構造的に相当の被害を受けているので、このまま住むことは危険です。ステッカーに電話番号が記載されている市の担当部局にご相談ください。また、最寄りの避難所を利用してください。

Q. 「自宅は全壊なのか半壊なのか。仮設住宅へ優先して入居できるのか？」

A. 応急危険度判定は、余震による倒壊などの二次被害を防止するためのもので、居住者だけでなく、歩行者などに対しても危険性を情報提供します。「全壊」や「半壊」などの認定は、この判定とは別に被害認定調査で行い、その認定結果に基づき「り災証明書」が交付されます。このり災証明書が支援金・義援金の給付、災害時の融資、税金等の減免・猶予、仮設住宅への入居条件に活用されることとなります。